

仕様書

第1 件名

令和7年度 多摩地域誘客促進プロジェクト業務委託

第2 契約期間

令和7年4月25日から令和8年3月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第4 目的

多摩地域には、魅力ある観光資源が豊富にある。多摩地域への誘客のためには、都内外に向けて魅力の認知度を更に向上させることが必要である。

そこで、地元の観光協会や観光関連事業者等と連携し、誘客促進に向けたプロジェクトを実施する。

第5 定義

本仕様書で使用する「多摩地域」とは、23区及び島しょ地域を除く市町村をいう。

第6 委託内容全般

1 委託内容

- (1) 観光PRイベントの実施
- (2) 広告デザイン・掲出業務
- (3) WEBサイトやSNS等を活用した情報発信
- (4) アンケートと効果測定の実施

2 全体について

受託者は本事業を滞りなく円滑に履行するため、以下の点に留意すること。

(1) 全体管理・進行管理

委託業務や採択された企画について、受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提出すること。全体スケジュールの他、実施内容（各PRイベントや情報発信等）ごとのスケジュールも提出し、円滑に業務を実施すること。進行にあたっては、運営に係る一切の業務を行うとともに、関係機関との連絡調整等、受託者の責任において必要となる手続きを行うこと。なお、実施に必要な機材や人員等は、受託者の負担とする。

(2) 実施体制

実施体制を明確化し、体制管理を構築すること。特にイベント等にあたっては、受託者の責任において十分な人員を配置し、責任体制を明示すること。

(3) 打合せ

本事業に係る進捗報告等のため、財団と定期的に打ち合わせを行うこと。なお、打合せ後5営業日以内に議事録を作成し、提出すること。

第7 委託内容詳細

本事業の趣旨に鑑み、観光誘客促進プロジェクトとして一体的かつ効果的な内容となるよう以下の内容を実施すること。その他、PRにあたり有効な手段があれば、企画すること。

1 観光PRイベントの実施

多摩地域の観光の魅力を伝え、誘客につながるイベント等に出展し、ブース等の企画・運営をすること。

(1) イベント等の概要

ア 場所

都内、中京圏、関西圏、九州圏及び東北圏を各1か所ずつ含む合計5か所以上

イ 時期

各地域の出展時期が重ならないよう実施することを想定

ウ 内容

観光関連イベントや物産展等に出展し、多摩地域の観光の魅力についてPRすること。出展するイベント等は、旅行や観光に関心の高い層をターゲットとしているものを選定することが望ましい。

エ その他

- ・出展するイベント等は、往来が多いターミナル駅周辺で開催されるものから選定すること。やむを得ず想定外の場所になる場合には、事前に財団の承認を得ること。
- ・都内においては、2025年世界陸上大会の開催時期に合わせて、主に外国人旅行者に向けたPRを実施し、多言語での対応を行うこと（日英を想定）。
- ・想定地域で適切な時期に観光関連イベントや物産展等の開催がない場合は、ターミナル駅や空港等のイベントスペースを借り上げ、PRブースを設置することも可とする。

(2) イベント実施における留意事項

ア ブーステーマ・内容

- ・ブース等の企画・運営においては、出展するイベント等の親和性も鑑み、会場ごとに来場者の関心を引くテーマを設定する等、最大限に集客力を高める工夫をすること。
- ・映像放映や特産品のPR等、多摩地域の観光の魅力を最大限訴求する効果的な内容及びブース装飾を企画・実施すること。また、企画内容にはVRを活用した訴求を含めること。なお、映像放映等にあたっては、「多摩地域魅力PR事業」で作成するコンテンツの活用も可とする。

イ 特産品

- ・特産品を使ってPRを行う際には、特産品の配布、試食又は販売等の効果的なPRを企画・実施すること。
- ・特産品の販売を行う場合は、原則として、仕入先の事業者とは委託販売で契約を締結することとし、受託者は特産品の買い取りはせず、売れ残った分は全て仕入先の事業者に戻却すること。なお、仕入先の事業者から契約形態等について要望があった場合

は、別途財団に相談すること。また、販売に伴う収入は、全て仕入先の各事業者に帰属するものとし、受託者は一切の販売手数料を事業者より徴収しないものとする。

- ・特産品の選定にあたっては、多摩地域のバランスを考慮した商品選定となるよう工夫すること。また、受託者の責任において、特産品の販売等を行う事業者との調整を行うこと。出展時は、商品の在庫管理を適切に行い、特に食品に関しては消費期限・製造年月日の確認を必ず実施し、不適切な扱いや販売等をしてはならない。

ウ 運営

- ・イベント等の出展料やイベントスペースの借り上げにかかる費用は本委託費に含めること。
- ・出展する各イベント等の運営規則等を確認し、遵守すること。
- ・イベント実施に必要な許認可（建築基準法、食品衛生法、消防法、酒類関係等）について、関係機関と事前協議し取得すること。取得にあたっては、道路交通法等の関係法令や施設使用の利用規約等を遵守すること。各種申請等の提出を行う際には、各関係機関へ十分な連絡調整を行うこと。
- ・関係各所や個人から出展等について問合せがあった際は、適切な対応をすること。

エ 人員

- ・運営にあたっては、現地責任者を定め、会場の規模や業務量に応じ、必要な実施要員を配置すること。
- ・イベント実施に係る賠償責任保険、傷害保険に加入すること。
- ・夜間、ブース内の物品や備品を管理するための警備員を配置すること。ただし、イベント主催者側が警備を担当する場合や施錠できる場所に物品や備品を保管できる場合は、この限りではない。
- ・事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において速やかに対応するとともに財団へ報告すること。

オ その他

- ・多摩地域の観光協会や関連事業者等に対し、特産品の選定や提供等の依頼のほか、必要に応じてブースへ参加させ、多摩地域のPRや商品紹介の協力を依頼する等、適宜連携しながら進めること。
- ・多摩地域の観光協会および関係者が、都内以外のイベント等に参加する場合は、1団体につき5万円を上限として、1会場につき3～5団体程度の実費を本委託費にて負担すること。宿泊手配等が発生した場合は、受託者の責任において行うこと。
- ・記録のため、写真や録画等を行い、データを提出すること。写真等は、PR用の広報素材としても使用する場合を想定し、著作権等の処理を行った上で納品すること。

2 広告デザイン・掲出業務

本仕様書第7-1のPR及び多摩地域の誘客に向け、統一的なデザインを制作の上、広告等を掲出し、一連のプロモーションを効果的に実施すること。なお、実施にあたっては、屋外広告やデジタルサイネージ等、高い広告効果が見込まれる媒体や掲出先を選定し、以下の内容を実施すること。なお、広告の制作及び掲出において必要な一切の費用（媒体の購入費、デザイン・

制作費、印刷費、取り付け・撤去、保管に係る費用（必要に応じて再設置等含む）は、本委託費に含めること。

(1) デザイン制作

- ・多摩地域の観光の魅力をPRする画像やイラスト等を含み、多摩地域の観光の魅力について、旅行者等に訴求し認知度の向上につながる内容とすること。
- ・制作にあたり、著作権等の処理が必要な場合は、全て受託者の責任において行い、使用するイラスト、写真等の素材の購入、作成、使用許可等に係る経費についても、全て本委託費に含めること。
- ・広告素材ごとに2回以上財団の校正を受けること。必要に応じて入稿前に本紙校正による色校正を行うため、プリントしたカットサンプルを財団が指定する場所（東京23区内）に発送すること。入稿した最終データ一式は、PDFで提出すること。
- ・掲出媒体に合わせ、レイアウトやリサイズ、画像処理等の仕様調整を受託者が実施し、本委託費に含むこと。
- ・都内での実施に関連して制作するデザインは、多言語（日英を想定）とすること。

(2) 広告媒体

- ・本仕様書第7-1で選定したエリアにて、主要駅、ランドマークとなる商業施設内外、主要幹線道路等、閲覧頻度が高い効果的な媒体を選定すること。
- ・選定にあたっては、掲出媒体等の特性を考慮の上、広告の訴求対象、掲出場所、掲出物の概要、掲出期間及び想定閲覧者数（リーチ数）等を明確にし、実施箇所ごとの想定リーチ数の合計をあわせて報告すること。

(3) 実施期間

- ・本仕様書第7-1で選定したイベント等の実施時期を含み、最も効果的な期間を選定すること。

(4) 掲出物の設置・取付、管理・保管、撤去（処分）等

- ・履行にあたり、管理監督者（当該業務に関し十分な知識・経験を有する者）を設置し、安全かつ適切に行うこと。
- ・掲出先（媒体社等）や設置場所の管理者等と綿密な調整を行い、トラブルなく実施すること。
- ・広告掲出開始後、管理監督者において速やかに掲出確認を行い、掲出後の記録を電子データで提出すること。データは概ね500万画素以上で撮影したものとする。

(5) 観光PRポスター

- ・上記の他、財団及び関係者（観光協会等含む）にて掲出する観光PRポスターを制作すること。
- ・(1)のデザインを活用し、サイズ及び部数（100部程度）については、事前に財団の承認を得ること。なお、ポスターの発送や保管に必要な経費は本委託費に含めること。

(6) その他

- ・上記の他、PR映像の制作や著名人を活用したプロモーション等、本事業に効果的であると思われるプロモーション手法があれば、実施すること。
- ・業務の履行にあたり、関連する法令や条例等を遵守の上、掲出先等の関係者や関係機関等

と必要な調整を行うこと。掲出にあたり、許諾や申請手続き等が必要な場合は、必要書類等を作成し、申請先への申請手続等を行った上、必ず許可を受けてから作業を行うこと。なお、申請手続き等は受託者の責任で行い、これに要する費用は本委託費に含める。

3 WEBサイトやSNS等を活用した情報発信

本仕様書第7-1のPR及び多摩地域の誘客に向け、以下の内容を実施すること。

(1) WEBサイト

- ・以下の内容を含むWEBサイトを制作し、本事業の情報発信をすること。
 - ア 本仕様書第7-1におけるイベントや出展内容等の情報
 - イ 本仕様書第7-2で制作したデザインや観光PRポスターイメージ
 - ウ 多摩地域の観光情報
 - エ その他、多摩地域への誘客に効果的と思われる情報
- ・多言語（日英を想定）での制作とすること。なお、制作にあたっては、自動翻訳機能等を活用した内容でも可とする。
- ・必要に応じて、「多摩地域魅力PR事業」で運営されるWEBサイト等と連携し、効果的な情報発信に努めること。
- ・本WEBサイトの制作及び更新にあたっては、別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠すること。
- ・本WEBサイトは受託者が用意するサーバーにて運営すること。サーバーにおける費用は全て本委託費に含めること。
- ・前年度実施した「多摩地域への誘客キャンペーン」で制作したWEBサイトと適宜連携し、保守・管理についても本委託費に含めること。また、本WEBサイトのドメインについては、事業終了後に必要な手続き等を行い、速やかに財団へ引き継ぐこと。
- ・新規にWEBサイトを制作する場合のドメインは東京都が「lg.jp」ドメインを取得するため、財団を通じて必要な情報提供や手続きに協力すること。

(2) SNS

- ・SNSアカウント（FacebookやInstagram等）を活用した効果的な情報の発信を行うこと。なお、情報発信を行うSNSアカウントは、「多摩地域魅力PR事業」で運営予定のアカウント等、既存のアカウントを効果的に活用することも可とする。
- ・前年度実施した「多摩地域への誘客キャンペーン」で制作したSNSアカウントと適宜連携し、保守・管理についても本委託費に含めること。

(3) WEB広告・SNS広告

- ・WEBサイトやSNSアカウントへの誘引を図るため、効果的なWEB広告・SNS広告等を実施すること。
- ・実施にあたり、効果的な広告を行うことができるターゲティングを選定の上、代表的な検索サイト（Google、YouTube等）におけるバナー広告や検索連動型広告、代表的なソーシャルメディアを活用した広告等、広告手法及び期間を選定すること。選定の際は、リーチ数等の根拠データを明示すること。
- ・実施に際し、必要なバナーデザイン等を制作すること。

(4) その他

- ・上記の他、多摩地域への誘客につながる効果的な情報発信手法があれば、実施すること。

4 アンケートと効果測定の実施

(1) アンケート

- ・本仕様書第7-1において、来場者数やアンケート数等のKPIを設定し、達成度を測定すること。効果測定の項目や内容は、実施状況に応じて定期的に測定を行い、施策の改善が必要な場合は、分析結果や改善案を提示すること。
- ・来場者アンケート（来場者サンプルの目安は1会場あたり500名以上）を実施し、結果をとりまとめた上で、来場者の特性や多摩地域の認識等について分析を行うこと。また、アンケートの実施に当たっては、事業目的に鑑み、本イベント等の効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に財団の承認を得た上で実施すること。なお、来場者数等は可能な限り正確に把握すること。

(2) 効果測定

- ・本仕様書第7-2・3においても、KPIを設定の上、達成度を測定し、適宜財団へ報告すること。効果測定の項目や内容は、実施状況に応じて定期的に測定を行い、施策の改善が必要な場合は、分析結果や改善案を提示すること。
- ・本仕様書第7-2においては、広告効果を正確に把握するため、具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージ（各掲出媒体における閲覧者の推定値については、計算式を用いて算出し、根拠をもって示すこと）を選定すること。

第8 完了報告と支払い

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託費を一括で支払うものとする。提出物の様式等については、以下1～3に記載のとおりとする。

1 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

2 実施報告書

A4で作成し紙1部及び電子データで納品すること。

（目次、体裁等は、事前に財団に報告の上決定すること。）

3 成果物

- ・本事業で制作したデザインデータを電子データで納品すること。

（電子データは全ファイルウィルスチェックの上、PDFデータ及び編集可能なデータ（拡張子 eps、ai 等）で納品すること。）

- ・本事業で制作した制作物一式

第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第10 秘密の保持

受託者は、本仕様書第9により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

本仕様書第9により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- 1 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 1の規定は、受託者の従業員、本仕様書第9の規定により再委託された場合の再委託先またはそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- 3 1及び2の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- 4 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用または包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、または受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用または包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- 5 4は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- 6 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- 7 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

第12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第13 個人情報の保護等

- 1 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、別紙3「個人情報に関する特記仕様」に定められた事項を遵守すること。
*https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf
**https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf
- 2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- 3 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
・本事業を通じて得たイベント参加者等の氏名/連絡先/メールアドレス等

- ・当財団職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレス等
- 4 本事業の遂行にあたり本仕様書第9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙3「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

第14 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。

【連絡先】

公益財団法人東京観光財団
地域振興部事業課
電話：03-5579-2682